墨田区介護保険条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案

現 行

(保険料率)

第10条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの 各年度における保険料率は、次の各号に掲 げる第1号被保険者(法第9条第1号に規 定する第1号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39 条第1項第1号に掲げる者 <u>3万8,3</u> 40円

令第39条第1項第2号に掲げる者 4万7,925円

令第39条第1項第3号に掲げる者 5万7,510円

令第39条第1項第4号に掲げる者 6万7,095円

令第39条第1項第5号に掲げる者 7万6,680円

次のいずれかに該当する者 <u>8万6</u> 265円

ア 地方税法(昭和25年法律第226 号)第292条第1項第13号に規定 する合計所得金額(以下「合計所得金 額」という。)(租税特別措置法(昭 和32年法律第26号)第33条の4 第1項若しくは第2項、第34条第1 項、第34条の2第1項、第34条の 3第1項、第35条第1項、第35条 の2第1項、第35条の3第1項又は 第36条の規定の適用がある場合には、 当該合計所得金額から令第22条の2 第2項に規定する特別控除額を控除し て得た額とし、当該合計所得金額が0 を下回る場合には、0とする。以下同 じ。)が125万円未満である者であり、 かつ、前各号のいずれにも該当しない もの

イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>9万5,</u> <u>850円</u> 〔同左〕

第10条 平成30年度から令和2年度まで の各年度における保険料率は、次の各号に 掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に 規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。 の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39 条第1項第1号に掲げる者 <u>3万8,8</u> 80円

令第39条第1項第2号に掲げる者 4万8,600円

令第39条第1項第3号に掲げる者 5万8,320円

令第39条第1項第4号に掲げる者 6万8,040円

令第39条第1項第5号に掲げる者 7万7,760円

次のいずれかに該当する者 <u>8万7</u> 480円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の規定の指別では、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各のいずれにも該当しないもの

イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>9万7,</u> <u>200円</u> ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>11万5</u> 020円

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>12万6</u> <u>522円</u>

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>14万1</u> <u>858円</u>

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>17万6</u> 364円

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>19万5</u> <u>534円</u>

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>2 1万4</u>

704円

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>23万7</u>708円

ア・イ 〔略〕

前各号のいずれにも該当しない者 <u>2</u> 6万712円

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に 掲げる第1号被保険者についての保険料の 減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u> までの各年度における保険料率は、<u>2万3</u> 004円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第 1号被保険者についての保険料の減額賦課 に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各</u> 年度における保険料率について準用する。 この場合において、前項中「<u>2万3,00</u> 4円」とあるのは、「<u>2万8,755円</u>」 と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる 第1号被保険者についての保険料の減額賦 課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u> 各年度における保険料率について準用する。 この場合において、第2項中「<u>2万3,0</u> 04円」とあるのは、「<u>5万3,676円</u>」 と読み替えるものとする。

ア・イ 〔略〕

640円

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>12万8</u>

304円

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>14万3</u>

856円

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 17万8

848円

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 19万8

288円

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 <u>2 1 万 7</u>

728円

ア・イ 〔略〕

次のいずれかに該当する者 24万1

056円

ア・イ 〔略〕

前各号のいずれにも該当しない者 <u>2</u> 6万4,384円

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に 掲げる第1号被保険者についての保険料の 減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料 率は、2万3,328円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第 1号被保険者についての保険料の減額賦課 に係る<u>令和2年度</u>における保険料率につい て準用する。この場合において、前項中 「<u>2万3,328円</u>」とあるのは、「<u>2万</u> <u>9,160円</u>」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる 第1号被保険者についての保険料の減額賦 課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率につ いて準用する。この場合において、第2項 中「<u>2万3,328円</u>」とあるのは、「<u>5</u> 万4,432円」と読み替えるものとする。

(延滞金)

- 第18条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 2 [略]

付 則

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第11条 第1号被保険者のうち、令和2年 の合計所得金額に所得税法(昭和40年法 律第33号)第28条第1項に規定する給 与所得又は同法第35条第3項に規定する 公的年金等に係る所得が含まれている者の 令和3年度における保険料率の算定につい ての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、 第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11 号ア、第12号ア、第13号ア及び第14 号アに係る部分に限る。)の規定の適用に ついては、同項第6号ア中「租税特別措置 法」とあるのは、「所得税法(昭和40年 法律第33号)第28条第1項に規定する 給与所得及び同法第35条第3項に規定す る公的年金等に係る所得の合計額について は、同法第28条第2項の規定によって計 算した金額及び同法第35条第2項第1号 の規定によって計算した金額の合計額から 10万円を控除して得た額(当該額が0を 下回る場合には、0とする。)によるもの とし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険 料率の算定について準用する。この場合に

[同左]

第18条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額が10円未満であるときは、この限りでない。

2 [略]

付 則

〔新設〕

- おいて、同項中「令和2年」とあるのは、 「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保 <u>険料率の算定について準用する。この場合</u> <u>において、同項中「令和2年」とあるのは、</u> 「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、 令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第18条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。